札幌市建築物における
木材の利用の促進に関する方針

令和8年(2026年)9月
札幌市

はじめに

札幌市が存する北海道の森林は、日本の森林面積のおよそ4分の1を占めており、エゾマツやミズナラに代表される天然林とカラマツやトドマツなどの人工林が豊かに広がっている。こうした森林は、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに、林業・木材産業の基盤となるなど、市民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

特に、戦後に植林（造林）され、保育、間伐が進められてきた人工林資源の多くが、木材として生産される時期を迎えている。木材、特に道産木材の需要を拡大することは、北海道の森林から生産された木材の収益が、造林から保育、間伐、主伐までの森林づくりに再び向けられ、北海道内の森林資源の循環利用につながり、林業・木材産業の成長産業化を図るうえで重要となる。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として固定することができる。木材として利用した場合は建築物として長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の利用を拡大することは、脱炭素社会の実現に貢献し、SDGsの達成にも寄与するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れた性質を有するほか、香りや印象によるリラックス効果や建物への愛着を高める効果等も期待され、快適な生活空間の形成に寄与するものである。

こうした中で、木材利用をさらに促進するため、令和3年の「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）の改正において、公共建築物のみならず住宅、非住宅建築物など公共建築物以外の建築物においても木造化・木質化などを一層進めることとされた。

本市においては、令和2年に、市内から排出される温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、令和7年には、森林の整備や木材利用等に関する基本的な方針として、札幌市森づくり基本方針を策定したところである。

この札幌市建築物における木材の利用の促進に関する方針は、法第12条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針（令和4年3月28日改正。以下「道推進方針」という。）及び札幌市森づくり基本方針に即して、本市における木材の利用の促進に関する基本的方向等を定めるものである。

目次

第1　建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
　　1　木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
　　2　住宅における木材の利用の促進
　　3　建築物木材利用促進協定制度の活用
　　4　公共建築物における木材の利用の促進
　　　(1)木材の利用を促進すべき公共建築物
　　　(2)公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向
　　5　市民の理解の醸成

第2　市が整備する公共建築物における木材の利用の推進(目標)
　　1　公共建築物における木造化・木質化の推進
　　2　公共建築物における木製品等の利用の推進
　　　(1)木製家具等の導入の推進
　　　(2)グリーン購入の推進
　　　(3)木質バイオマスの利用の推進

第3　その他必要事項
　　1　公共建築物において考慮すべき事項
　　2　木材の利用拡大に向けた推進体制
　　3　道産木材の利用の推進
　　4　市産材の利用の推進
　　5　森林環境譲与税の活用
　　6　用語の定義

第1　建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1　木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

市は、法第13条の規定に基づき、木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及を促進するため、国及び北海道が実施する関連施策への協力・連携等に努めるものとする。

2　住宅における木材の利用の促進

市は、法第14条の規定に基づき、住宅における木材の利用を促進するため、国及び北海道が実施する関連施策への協力・連携等に努めるものとする。

3　建築物木材利用促進協定制度の活用

市は、道推進方針を踏まえながら、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用について、検討するものとする。

4　公共建築物における木材の利用の促進

(1)　木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号に掲げる建築物であり、以下の通りである。

① 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

② 国又は地方公共団体以外の者が整備する①に準ずる建築物として、法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げられる以下の建築物
- ・学校
- ・老人ホーム、保育所、福祉ホーム等の社会福祉施設
- ・病院、診療所
- ・体育館、水泳場等の運動施設
- ・図書館、青年の家等の社会教育施設
- ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ・高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

(2)　公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

道推進方針を踏まえ、公共建築物における木材の利用に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

①　建築材料としての木材の利用の促進

市は、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、第1の4(1)に示す公共建築物については、ライフサイクルコストや技術的な観点、施設に求めら

れる機能・役割、木材の流通状況等の面から木造化が不適当又は困難と判断される場合を除き、木造化（木造と非木造の混構造を含む）の促進に努めるものとする。また、市民の目や手に触れる機会が多い部分（エントランスホールや窓口等）を中心に、コストや維持管理等の面を考慮しながら、内装等の木質化の促進に努めるものとする。

② 建築材料以外の木製品等の利用の促進

市は、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、木材をその原材料として使用したもの（以下「木製品」という。）の利用促進に努めるものとする。

③ 木質バイオマスの利用の促進

市は、木質ペレットや木質系断熱材など木質バイオマスの製品及びエネルギーの利用促進に努めるとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進に努めるものとする。

5 市民の理解の醸成

市は、建築物における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示し、理解の醸成に努めるものとする。

第2　市が整備する公共建築物における木材の利用の推進（目標）

1　公共建築物における木造化・木質化の推進

市は、その整備する公共建築物については、木造化・木質化に努めるものとする。具体的には、ライフサイクルコストや技術的な観点、施設に求められる機能・役割、木材の流通状況等の面から木造化が不適当又は困難と考えられる場合を除き、木造化（木造と非木造の混構造を含む）を図るものとする。また、市民の目や手に触れる機会が多い部分（エントランスホールや窓口等）を中心に、コストや維持管理等の面を考慮しながら、内装等の木質化に努めるものとする。

2　公共建築物における木製品等の利用の推進

1と同様に、購入や維持管理に係るコスト等を踏まえながら、以下の利用を推進する。

（1）　木製家具等の導入の推進

公共建築物において導入する家具等については、木製品の導入に努めるものとする。

（2）　グリーン購入の推進

公共建築物において導入する木製品については、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に示された判断基準を満たすものとする。

（3）　木質バイオマスの利用の推進

公共建築物において導入する暖房器具やボイラーについては、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

第3　その他必要事項

1　公共建築物において考慮すべき事項

道推進方針のとおり、公共建築物において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な調達等によってライフサイクルコストの低減に努めるほか、利用者のニーズや付加価値等を十分考慮するものとする。また、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った場合は、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

2　木材の利用拡大に向けた推進体制

市は、木材の利用の促進を効果的に図っていくため、関係部局間での情報共有、連携及び協力に努めるものとする。また、法第8条を踏まえ、国、道のほか、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）と、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3　道産木材の利用の推進

市は、脱炭素社会の実現のほか、本市が道内における木材の一大消費地であることを認識し、北海道内の林業・木材産業の振興に向けて、道産木材（地域材）を積極的に利用するものとする。また、製品の規格や価格、木材の流通状況等の面から道産木材の使用が困難な場合は、可能な限り国産材の使用に努めるものとする。また、市以外の者による木材利用についても、道産木材及び国産材の使用の促進に努めるものとする。

4　市産材の利用の推進

脱炭素社会の実現や北海道内の林業・木材産業の振興のためには、地域の森林から生産された木材・木製品を地域で有効利用すること（地材地消）や、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環の意義について、市民の理解・協力を得ることが重要である。道産木材の中でも、市内の森林から産出された市産材は、市民が身近に感じやすく、普及啓発の効果が特に高いと考えられる。このため、市は、建築物に限らず、市民の目や手に触れる機会が多い事業や用途での市産材の利用を検討するものとする。

一方、北海道内では、道産木材のブランドが定着しており、木材の産地について、市町村単位での管理は一般化しておらず、市産材の流通の追跡は困難である。また、白旗山都市環境林等の市有林から産出される市産材は生産量が限られているなど、市産材を調達・利用するためには、まだ課題が多い状況である。したがって、市産材の利用を検討する際は、コスト等の面からの木材利用の適否に加えて、木材利用関係者へのヒアリング等を十分に実施し、確実に調達・利用できる見込みを踏まえて判断する必要がある。

5　森林環境譲与税の活用

　市は、公共建築物における道産木材の利用や普及啓発等の実施に当たっては、森林環境譲与税の活用を積極的に検討するものとする。

6　用語の定義

用語	定義
建築物	建築基準法第二条第一号に規定する建築物。
木造化	建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造 耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。
内装等の木質化	建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。
公用	国又は地方自治体の事務、事業又はその職員の住居の用途。
道産木材	北海道内の森林から産出され、北海道内で加工された木材。地域材。
国産材	国内で生産された木材。
市産材	札幌市内の国有林・私有林・市有林において産出された木材。

（附則）
この方針は、平成25年2月8日から施行する。

（附則）
この方針の題名及び内容の改正は、令和8年9月4日から施行する。